

覚書

葛飾区立中央図書館（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、雑誌の提供に関して以下のとおり覚書を締結する。

第1条（提供雑誌）

1 甲は、乙から以下の雑誌の提供を受けるものとする。

雑誌名	刊行頻度

2 乙から提供された雑誌は、甲が受入作業を行い、図書館内に配架するものとする。

3 提供された雑誌は、受入作業を開始した時点から所有権は甲に帰属するものとし、その取扱いについては、甲に委ねるものとする。

第2条（広告掲出の方法）

1 乙は、提供雑誌の最新号の表面にスポンサー名を表示し、裏面に乙の広告を掲出することができる。なお、広告の内容については事前に甲に協議するものとする。

第3条（提供期間）

1 乙が甲に雑誌を提供する期間は、原則として覚書の締結日から当該年度末までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに甲に文書又は口頭による更新の意思表示があった場合は、当該雑誌の提供を更新するものとし、その後も同様とする。

第4条（雑誌の購入及び代金の支払）

1 乙は、提供する雑誌を甲が指定する書店から購入するものとする。

2 乙は、覚書を締結した日から20日以内に、甲が指定する書店の請求に基づいて、乙が書店に直接支払うものとする。

3 支払いは、一括払いとし、定価の変動によって過不足が生じた場合には、年度末に清算するものとする。

4 振込手数料は、乙の負担とする。

第5条（スポンサーの義務と責任）

- 1 乙は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
 - (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
 - (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- 2 乙は、前項各号に掲げる事項について、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれを解決しなければならない。

第6条（スポンサーの公表等）

- 1 甲は、乙の図書館運営への貢献活動を顕彰するため、乙の名称、所在地等を公表する。ただし、乙の申し出により匿名にすることができる。
- 2 乙は、雑誌スポンサー制度協賛による社会貢献活動への参加を企業・店舗等で周知することができる。

第7条（協議）

- 1 本覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所 葛飾区金町六丁目2番1号
 ヴィナシス金町ブライトコート3階
 葛飾区立中央図書館
 役 職 中央図書館長
 氏 名 _____印

乙 住 所 _____
 会 社 _____
 役 職 _____
 氏 名 _____印

(自署又は記名／捺印)